

改正案	現行
<p>（業務の代理又は事務の代行）</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第四百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）</p> <p>四（略）</p> <p>五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法</p>	<p>（業務の代理又は事務の代行）</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p>

第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三  
条の三の三、第四百四十一条第五号、第三編第一章、第二百三十四  
条及び第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。）の  
預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関  
する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

六（略）

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損  
害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背  
景とする過剰な保険募集により当該保険会社の健全かつ適切  
な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等へ  
の委託に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を  
的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（届出事項等）

第八十五条（略）

2）4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその  
子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命

五（略）

（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等（法第二百七十五条第一項第  
一号に規定する銀行等をいう。以下この条、第三編第一章、第二百  
三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。）である生命  
保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該  
銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業  
務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることにな  
いよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の  
保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じな  
ければならない。

（届出事項等）

第八十五条（略）

2）4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその  
子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命

保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四〇六（略）

6（略）

（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）

第四百十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 銀行代理業等

四（略）

五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

六（略）

保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四〇六（略）

6（略）

（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）

第四百十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三（新設）

四（略）

（新設）

四（略）

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は

生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは  
使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用  
する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第  
三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第  
三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、  
少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人等  
ある者を除く。)又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又  
はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行  
為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用  
する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第  
三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第  
三号に該当する行為

生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは  
使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用  
する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違  
反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、  
少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人等  
ある者を除く。)又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又  
はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行  
為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用  
する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違  
反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

5 四、五  
(略) (略)

5 四、五  
(略) (略)